

【休眠預金等活用法における異動事由・最終異動日等の基本的内容】

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に係る法律（以下、「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する明細がない場合を除きます。）もしくは繰越があったこと
- (5) 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更があったこと（当行が把握することができる場合に限りします。）

2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第1条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日（ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行からあらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。）
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合は、当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 異動事由（第1条において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - (b) 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと（ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合

【定期積金規定書】_定期積金規定

(1 か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。)

- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

【休眠預金等活用法における追加規定】

3. (休眠預金等代替金に関する取り扱い)

- (1) 各種預金について各預金規定で定める最終異動日等から 10 年を経過した場合、休眠預金等活用法に基づき、預金保険機構への移管とともに各種預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。なお、この規定において「各種預金」としていない当行が取り扱う以下の預金については休眠預金等活用法上の預金等には該当せず、本項の対象外となります。

<休眠預金等活用法上の預金等に該当しない当行の預金>

財形預金、マル優口座、譲渡性預金、仕組預金、外貨預金(但し非居住者円預金は該当)

- (2) 前項の場合、預金者等は当行を通じて各種預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は当行に対して有していた預金債権を取得する方法等によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第 1 項の場合において、以下に掲げる事由が生じたときは、休眠預金活用法第 7 条第 2 項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
- ①各種預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
 - ②各種預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
- ①当行が各種預金に係る休眠預金代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②前項に基づく取り扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法等によって支払うこと。

4. (預金取引の停止・預金口座の解約)

各種預金について休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管とともに各種預金に係る債権が消滅した場合、当行は当該預金取引を停止すること、および当該預金口座を解約することができるものとします。

5. (規定の改定)

この規定を改定する場合は、改定内容を記載した店頭掲示物またはホームページ等にて告知するものとします。

以上 (2019 年 3 月)